

鳥取県人工授精助成金のお知らせ

【お願い】 この助成金の交付申請をお考えの方は、このチラシをよくお読みいただき、ご不明な点や疑問点等ありましたら、必ず裏面記載の申請・問い合わせ先に御連絡ください。

***申請時期等によっては、助成が受けられない場合がありますので、ご注意ください。**

内 容

この助成金は、人工授精（保険適用の治療を除く）に要する費用の一部を助成します。

対 象 者

次のすべてに該当する方とします。

- 1 法律上の婚姻をしている夫婦であって、夫婦のいずれか一方又は両方が鳥取県内にお住まいの方。
- 2 本年度中（4月1日～翌年3月31日）に産婦人科または泌尿器科を標榜する医療機関で、人工授精による不妊治療（第三者からの精子の提供による人工授精を除く。）を受けた方。（※助成金交付は年度単位です。）
- 3 ご夫婦の所得の合計が730万円未満である方。
（※児童手当法施行令第3条に基づき計算します。裏面「児童手当法施行令による所得の計算方法」参照。）

助成金額について

人工授精に要した費用の1/2を、1年度あたり10万円まで、通算2年度まで助成します。

（ただし、不妊症の検査や保険適用の治療 及び、入院費、食事代、精子の凍結や管理に関する費用は対象外）

申請から交付まで

1 申 請

以下の書類を、裏面に記載の「申請・問合せ先」までご提出ください。

【提出書類】

チェック欄	提出書類	備 考
<input type="checkbox"/>	①鳥取県人工授精助成金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）	申請者が記入 ※申請者は夫と妻のどちらでも良いですが、原則、口座名義人と同じ方としてください。
<input type="checkbox"/>	②鳥取県人工授精助成事業受診証明書（様式第6号）	医療機関に記載を依頼してください
<input type="checkbox"/>	③人工授精に係る領収書の写し	医療機関が発行（原本をコピーしてください） ※②の受診証明書に領収年月日と合計金額が記載されていますので、提出漏れがないよう、ご確認ください。
<input type="checkbox"/>	④夫及び妻の住民票 （「続柄」及び「筆頭者」の記載があり、かつ「個人番号（マイナンバー）」の記載がないもの）	市町村役場が発行（発行日から3ヶ月以内のもの） ※夫婦が別の住所に居住している等、住民票では夫婦関係の確認ができない場合は、「戸籍抄本（又は謄本）（※法律上の夫婦であることが確認できるもの）」も必要です。 ※国籍要件はありませんが、外国人の方は「外国人登録原票記載事項登録証明書」（又は住民票）が必要です。
<input type="checkbox"/>	⑤夫及び妻の所得を証明するもの 「所得・課税証明書」又は「児童手当用の所得証明書」をご提出ください。（ <u>源泉徴収票では受付できません。</u> ）	市町村役場が発行 ※必ず夫婦両方の証明が必要です。なお、所得がない場合は、市町村役場の窓口で所得がないことを申告すれば、証明書を発行してもらえます。 ※証明は最新の年度のものをご提出ください。

2 助成の交付決定・助成金の交付

申請書等の関係書類を審査の結果、適当と認める場合は交付決定し、助成金を口座振込みで交付します。

申請期限**※申請期限を過ぎたものは申請できません。**

治療終了日	申請期限 (必着)
平成31年4月1日～令和2年1月31日	令和2年3月31日 (火) の正午まで
令和2年2月1日～令和2年3月31日	令和2年5月29日 (金) の午後5時15分まで

※助成金は原則として、人工授精をされた年度内(4月1日から翌年3月31日まで)に申請をしてください。
 例外的に、2月1日から3月31日までに実施した人工授精については、翌年度の5月31日まで申請できますが、その場合は、申請した年度の助成としてみなされますので予めご了承ください。

申請・問合せ先

申請窓口は、居住地を管轄している各総合事務所福祉保健局 (各保健所) です。

お住まいの地域	機関名	住所	番号
倉吉市、東伯郡	中部総合事務所福祉保健局 健康支援課 健康長寿支援担当 (倉吉保健所)	〒682-0802 倉吉市東瀬成町2	☎ 0858-23-3146 FAX 0858-23-4803
米子市、境港市 西伯郡、日野郡	西部総合事務所福祉保健局 健康支援課 健康長寿支援担当 (米子保健所)	〒683-0802 米子市東福原1-1-45	☎ 0859-31-9319 FAX 0859-34-1392

鳥取市、岩美郡、八頭郡にお住まいの方の申請先は鳥取市です。

機関名	住所	番号
鳥取市保健所健康支援課 健康長寿支援係	〒680-0845 鳥取市富安2丁目104-2 (さざんか会館 2階)	☎ 0857-22-5695 FAX 0857-22-5669

* 申請様式や提出書類は、鳥取市の定めによります。詳しくは直接お問い合わせください。

Q&A よくある質問

Q1 人工授精を複数回行った場合は、まとめて申請ができますか。

A1 できます。ただし、受診証明書に記載されている治療のうち、一番初めの人工授精を行った年度内(3月末まで)に申請してください。

例) 令和2年1月までの治療は、令和2年3月末までに申請されると、平成31年度に行った助成となります。令和2年2月～3月に行った治療は、令和2年5月末まで申請できますが、その場合は、令和2年度に行った助成とみなします。

Q2 1年度あたりの申請回数に制限はありますか。

A2 ありません。年度内の助成額が合計10万円になるまでは、助成が受けられます。

Q3 通算2年度は連続していなければいけませんか。

A3 連続している必要はありません。助成を受けた年度を1年度とカウントします。

Q4 配偶者の扶養に入っていますが、所得証明は必要ですか。

A4 扶養関係の有無に関わらず、ご夫婦両方の所得を証する書類が必要です。所得の計算方法については、下記の図を参考にしてください。

Q5 『体外受精・顕微授精』といった不妊治療や、『不妊検査』には助成はありませんか。

A5 体外受精・顕微授精、不妊検査についても助成していますので、詳細は上記申請・問合せ先へお問い合わせください。

— 児童手当法施行令による所得の計算方法 (参考) —

所得額

= 年間収入額 - 必要経費 - 8万円 - 諸控除額

諸控除の種類 (*)	控除額
雑損控除	控除相当額
医療費控除	控除相当額
小規模企業共済等掛金控除	控除相当額
勤労学生控除額	270,000円
障害者控除	270,000円 × 該当者数
特別障害者控除	400,000円 × 該当者数